

国立大学法人東京農工大学博士特別研究生規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学博士特別研究生規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則 (入学の出願) 第4条 博士特別研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を希望する教員の承認を得て次の書類に所定の検定科を添えて所定の期日までに当該学府又は研究科の長(以下「学府長等」という。)に出願しなければならない。 (1)～(5) (略) 2 日本国に在住する外国人志願者は、前項各号の書類のほか外国人登録原票記載事項証明書を添付しなければならない。</p>	<p>本則 (入学の出願) 第4条 博士特別研究生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を希望する教員の承認を得て次の書類に所定の検定科を添えて所定の期日までに当該学府又は研究科の長(以下「学府長等」という。)に出願しなければならない。 (1)～(5) (略) 2 日本国に居住する日本の国籍を有しない入学志願者は、前項各号の書類のほか、住民票の写し(国籍等、在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日が記載されたものに限る。)を添付しなければならない。</p>	

附 則 (24 教規程第 32 号)

この規程は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。